

第10期

羽村市分別収集計画

令和4年6月策定

羽 村 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
	（法第8条第2項第1号）	
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
	（法第8条第2項第2号）	
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び	5
	当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	
	（法第8条第2項第3号）	
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 …	6
	及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の	
	量の見込み	
	（法第8条第2項第4号）	
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 …	7
	及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の	
	量の見込みの算定方法	
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
	（法第8条第2項第5号）	
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
	（法第8条第2項第6号）	
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	15

1 計画策定の意義

羽村市では自然環境を大切にしながら、日々の“暮らし”の中で、便利さや快適さが感じられるまちづくりを進めている。この理念の下、今後も持続可能な循環型社会を構築するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、ごみ減量と資源の有効活用を促進し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、羽村市が廃棄物の最終処分を行っている東京たま広域資源循環組合二ツ塚廃棄物広域処分場では、焼却灰についてはエコセメント化を実施している。また、従来は燃やせないごみの不燃残渣の埋め立てを行っていたが、資源化する処理方法に変更したことで埋立て量がゼロとなった。しかし、不燃残渣の資源化が困難になった場合、再び、埋め立てによる処分が行われることが考えられることから、最終処分場の延命化を図る必要がある。

本計画はこのような

状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図れるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) ごみ減量の推進

- ① ごみの減量と資源化を一層進めるため、発生抑制、再使用、再生利用（3R）の啓発活動などにより、市民や事業者のごみの減量に関する意識の高揚を図る
- ② 市民・事業者・行政が連携し、三者それぞれの役割を明らかにし、ごみの減量、資源の有効活用へのさらなる取組みを推進する。

(2) ごみの適正処理

- ① 市民が分別しやすく、適正なごみ処理ができるよう、さらに分別方法の研究を進める。
- ② 計画的かつ合理的にごみ処理施設の改修等を行い、安定したごみ処理施設の運営を行う。
- ③ スケールメリットを生かした広域的なごみ処理業務等について検討を行う。

- ④「ごみ処理」という観点から「資源管理」という視点への転換を図り、搬入、処理、搬出の管理を行い、資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

年 度 項 目	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度
容器包装廃棄物	1, 8 1 2	1, 7 9 9	1, 7 8 6	1, 7 7 2	1, 7 5 6

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 廃棄物減量等推進審議会

町内会・自治会代表者、消費生活団体代表者、各種市民団体代表者、市民公募、廃棄物収集運搬許可業者、行政職員等で組織し、一般廃棄物の減量等清掃事業に関する重要な事項を審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員会議等

町内会・自治会から選出されている推進員の定期的な研修会等を実施し、分別収集を円滑でより効率的に行うため、地域での啓発活動の強化を図る。

(3) 資源回収事業助成制度

町内会・自治会、PTA、サークル等の市内の資源回収事業登録団体に対し、回収量に応じた助成金を交付し、ごみの再資源化と減量を推進する。

〔助成単価 7 円/kg〕

(4) 環境教育・啓発活動

環境教育の一環として、小学4年生を対象とした社会科副読本に「ごみのはなし」を掲載し、ごみ問題への意識啓発に努める。また、市民に対して「まちづくり出前講座」、「ごみ処理施設見学会」などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等、ごみ処理の状況を情報提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

(5) 広報・普及活動

排出抑制を促進するために広報・普及活動として、次の施策を展開していく。

① 広報紙等への記事掲載及び各種印刷物の作成・配布

毎月1日・15日に発行している「広報はむら」に、排出抑制策の実施等に関する記事を毎月掲載するとともに、「資源リサイクルマニュアル」「資源収集カレンダー」「分別徹底チラシ」を全戸配布し、市民の啓発に努める。

② ウェブページ等による情報提供

市公式サイトにおいて、「資源リサイクルマニュアル」「資源収集カレンダー」「分別徹底チラシ」「ごみ情報紙」「ごみ分別動画配信」等の、ごみに関する情報を市民に提供する。

③ テレビはむらでの広報活動

ごみ問題に対する市民意識の高揚を図るため、新たに実施する資源化・減量化施策等を「テレビはむら」で放映し、啓発に努める。

④ イベント等への支援

ごみの減量化・リサイクル推進の啓発活動の一環として、にじいろフリーマーケットや生ごみ堆肥化講習会・消費者展等のイベントを支援し、市民のごみ減量に対する一層の意識高揚を図る。

【排出抑制のための役割分担】

(1) 市民の役割

① ライフスタイルの見直し

ア リターナブル容器の積極的な活用

イ ものを大切にする心掛け

ウ 不用品の有効利用及び食品ロス削減への心掛け

エ 「ペットボトル」「白色トレイ」「紙パック」の販売店回収への協力

オ 便利さを追求する生活の見直し

カ 無理なく自分に可能なエコライフの心掛け

キ 地域のリサイクル活動や啓発イベント（フリーマーケット等）への参加

② ごみの減量化・リサイクルの推進に適した商品の購入

ア 使い捨て商品の使用の自粛

イ 再生資源を原材料とした製品の積極的な購入

ウ エコマーク商品などの積極的利用

③ 簡易包装に対する協力

- ア 簡素な包装の商品の選択
- イ 買い物袋などの持参（マイバッグ運動の展開）
- ウ 不要なレジ袋の受け取り拒否

(2) 事業者の役割

① 流通・販売段階での簡易包装の推進

- ア リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の開発及び販売
- イ リサイクルしやすい容器包装資材の使用
- ウ 簡易包装の推進
- エ 商品の包装に対する自主基準の設定

② リサイクル型商品や再生品の普及

- ア 減量化・リサイクルに適した商品の積極的な取扱い
- イ リサイクル型商品や再生品の積極的 P R

③ 販売した商品の自主回収の促進

- ア 「ペットボトル」「白色トレイ」「紙パック」の回収容器の設置
- イ 家具、家電製品、自転車などの販売店回収の拡大
- ウ 売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取組み

(3) 行政の役割

① ごみ管理の指導

- ア ごみと容器包装廃棄物の分別区分の徹底
- イ 減量化・リサイクル推進体制の充実

② 環境づくり

- ア リサイクル情報の提供
- イ 処理施設・機器の整備
- ウ 「ペットボトル」「白色トレイ」「紙パック」の回収協力店の拡大
- エ 食品ロス削減に向けた取組み

③ 環境教育

- ア 学習の機会の提供

④ P R活動

- ア 各種イベント等への支援によりごみ減量化・リサイクル推進の P R

⑤ 資源集団回収事業の促進

- ア 集団回収登録団体の拡大
- イ 集団回収量の増に向けた啓発活動の強化促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、羽村市リサイクルセンターの処理能力及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、羽村市が保有する収集機材、選別処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

(1) 分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 〔無色のガラス製容器〕 〔茶色のガラス製容器〕 〔その他のガラス製容器〕	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの ※1	飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ※2	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

※1は「雑紙（ざつがみ）」、※2は「白色トレイ」「容器包装プラスチック」として分別収集

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み (法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	105		105		104		103		102	
主としてアルミ製の容器	86		85		85		84		83	
無色のガラス製容器	(合計)155		(合計)154		(合計)153		(合計)152		(合計)151	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	155	0	154	0	153	0	152	0	151	0
茶色のガラス製容器	(合計)89		(合計)88		(合計)87		(合計)87		(合計)86	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	89	0	88	0	87	0	87	0	86	0
その他のガラス製容器	(合計)104		(合計)104		(合計)103		(合計)102		(合計)101	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	104	0	104	0	103	0	102	0	101	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	21		21		21		21		20	
主としてダンボール製の容器	384		381		378		375		372	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)186		(合計)184		(合計)183		(合計)182		(合計)180	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0	186	0	184	0	183	0	182	0	180
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)682		(合計)677		(合計)672		(合計)666		661	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	682	0	677	0	672	0	666	0	661	0
(うち白色トレイ)	(合計)4		(合計)4		(合計)4		(合計)4		(合計)4	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

人口の推計は、令和3（2021）年3月に策定した第六次羽村市長期総合計画基礎調査報告書を参考に、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
53,595人 (対前年度比) 99.26%	53,199人 (対前年度比) 99.26%	52,805人 (対前年度比) 99.25%	52,369人 (対前年度比) 99.17%	51,933 (対前年度比) 99.16%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

缶、ガラスびん、ダンボール、容器包装プラスチックについては、戸別収集により分別収集を実施し、収集頻度は週1回とする。

飲料用紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装は、雑紙として分別収集を実施し、分別収集方法、収集頻度は上記と同様とする。

飲料用紙パック及び白色トレイは、店頭回収（拠点回収）による分別収集を実施し、収集頻度は、週3回とする。

ペットボトルは、店頭回収（拠点回収）及び戸別収集による分別収集を実施し、収集頻度は、店頭回収（拠点回収）にあつては週3回、戸別収集にあつては月2回とする。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者については、下表に示すとおりとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管 等段階
金 属	スチール製容器	缶 類	市による定期収集	羽村市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	羽村市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	市によるスーパー 店頭、公共施設拠 点回収	羽村市
	ダンボール	紙 類	市による定期収集	
	その他の紙製容器包装			

プラスチック	ペットボトル		ペットボトル	市によるスーパー店頭、公共施設拠点回収及び定期収集	羽村市
	〔 白色発泡スチロール製食品トレイ 〕		白色トレイ	市によるスーパー店頭、公共施設拠点回収	
	その他のプラスチック製容器包装		容器包装プラスチック	市による定期収集	羽村市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶（スチール・アルミ）、ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、ペットボトル、その他プラスチック（白色トレイ・プラスチック製容器包装）については、リサイクルセンターで選別、圧縮を行い、ストックヤード並びにリサイクルセンター敷地内に保管する。

飲料用紙パック、ダンボール及び前記2品目以外の紙製容器包装については、分別収集後、古紙回収業者ストックヤードへ運搬し、保管する。

分別収集の用に供する施設計画については、下表に示すとおりとする。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	任意の容器	2 t 平ボディ車	リサイクルセン ター（選別・圧 縮・保管施設） カレットは選別 後色別保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	任意の容器	2 t 平ボディ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容 器				
飲料用紙製容器	紙パック	拠点回収 ボックス	2 t 平ボディ車 パッカー車	古紙回収業者
ダンボール	古 紙	ひもで 束ねる		
その他の紙製容器包 装		紙 袋		
ペットボトル	ペットボトル	拠点回収ボ ックス及び 任意の容器	2 t 平ボディ車	リサイクルセン ター（選別・圧 縮・保管施設）
その他のプラスチッ ク製容器包装	白色トレイ	拠点回収 ボックス	2 t 平ボディ車	
	容 器 包 装 プラスチック	任意の袋	2 t パッカー車	

分別収集に必要な施設整備計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況等)
【排出段階】				
1 排出容器				
1.1 任意の容器	a 缶類 スチールとアルミの分別は必要なし	家庭にある任意の容器を使用	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成3年10月より分別収集開始
	b びん類 種類と色の分別は必要なし	家庭にある任意の容器を使用	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成3年10月より分別収集開始
	c ペットボトル	家庭にある任意の容器を使用	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成8年4月より分別収集開始
1.2 ひもで結束 紙袋	d ダンボール	家庭にある任意のひもで結束	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成3年10月より分別収集開始
	e 紙製容器包装	家庭にある任意の紙袋を使用	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成12年10月より分別収集開始
1.3 レジ袋など	f プラスチック製容器包装	家庭にあるレジ袋などを使用	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成12年10月より分別収集開始
2 専用回収ボックス				
2.1 店頭回収	g 紙パック	専用回収ボックス 協力店等	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成3年12月より分別収集開始
	c ペットボトル	専用回収ボックス 協力店等	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成8年4月より分別収集開始
	h 白色トレイ	専用回収ボックス 協力店等	羽村市 ただし収集は市委託業者	平成8年4月より分別収集開始

分別収集に必要な施設整備計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況等)
【運搬段階】				
1 専用車両				
1.1 資源ごみ 収集車両	a 缶類 スチールとアルミの分別は必要なし b びん類 種類と色の分別は必要なし c ダンボール d 紙製容器包装 e プラスチック製容器包装 f 紙パック g ペットボトル h 白色トレイ	(形状) 2 t 平ボディ車 (数量) 3 台 (形状) 2 t 平ボディ車 (数量) 3 台 (形状) 2 t パッカー車 (数量) 3 台 (形状) 2 t パッカー車 (数量) 3 台 (形状) 2 t パッカー車 (数量) 3 台 (形状) 2 t 平ボディ車 (数量) 3 台 (形状) 2 t 平ボディ車 (数量) 3 台 (形状) 2 t 平ボディ車 (数量) 3 台	羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者 羽村市 ただし収集は 市委託業者	

分別収集に必要な施設整備計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況等)
【中間処理 段階】				
1 再生施設				
1.1 リサイクル センター				平成8年4月 から稼動開始
① 選別・破 砕・圧縮設 備	a 缶類 スチールとアル ミを機械選別	(主要機器) 受入ホッパー 供給コンベヤ 回転式破砕機 磁選機 アルミ選別機 アルミ缶減容機 鉄貯留ホッパー アルミ貯留ホッパー (能力) 1.26 t / 日	羽村市 ただし運営は 市委託業者	
② 保管設備	b びん類 無色、茶色、そ 他の色に手選別	(主要機器) 手選別 (規模) スチール缶 40 m ³ アルミ缶 40 m ³	羽村市 ただし運営は 市委託業者	

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況等)
1.2 リサイクル センター (ストック ヤード)				平成15年3 月から稼動開 始 平成20年8 月圧縮減容機 変更
① 破袋・選 別・圧縮設 備	c プラスチック製 容器包装	(主要機器) 容器包装プラ スチック圧縮 減容機 (能力) 500 kg/h 2基	羽村市 ただし運営は 市委託業者	
	d ペットボトル	(主要機器) 容器包装プラ スチック圧縮 減容機を使用	羽村市 ただし運営は 市委託業者	
	e 白色トレイ	(主要機器) 手選別	羽村市 ただし運営は 市委託業者	

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様 (形状、形式、能力、数量等) 及び整備計画	管理主体等	参 考 欄 (現有施設状況等)
② 保管設備		(形状) 屋内ストック ヤード 圧縮設備設置 棟 東側保管棟 西側保管棟 3 棟 (規模) 無色ガラス 7 2 m ³ 茶色ガラス 7 2 m ³ その他のガラス 7 2 m ³ ペットボトル 1 5 4 m ³ 白色トレイ 5 2 m ³ プラスチック製容 器包装 8 5 m ³	羽村市 ただし運営は 市委託業者	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) ごみ減量とリサイクル意識の高揚

① ライフスタイルを見直す

ごみ減量とリサイクル意識の高揚については、市民一人ひとりができることや行うべきことから実行していく必要があることから、市民は、便利さを追求するライフスタイルを見直し、ごみになるものや、ごみになるものを多く含む商品を購入しないよう啓発する。

さらに、マイバッグ運動を推進し、不要なレジ袋はもらわない、過剰包装は断るなど、無理のない範囲で、実現可能なエコライフの心がけを継続していくよう啓発していく。

② 講習会等の開催

有識者などによる講習会やごみに対する取組みを紹介する情報の交換場所として、フォーラムの開催などについて検討する。

③ 環境教育の充実

ごみ減量とリサイクル意識の高揚は、年少期からの教育が重要であることから、出前講座等を活用し、児童・生徒への環境教育を実施する。

(2) 戸別収集・一部有料化の徹底

平成14年10月に導入した戸別収集・一部有料化は、排出者責任の明確化や市民の利便性の向上、ごみの発生抑制や減量意識の高揚が図られ、一定の成果が確認されている。

しかし、集合住宅については、現在もステーション収集（集積所）が継続していることから、一部の集積所においては、マナーが守られていないものがあり、導入目的（効果）が達成されていないところがあることから、今後も戸別収集・一部有料化の徹底を図っていく。

① マナーの守れない市民の意識改革

リサイクルセンターにおける分別作業のPRならびに意識改革のため、現地へ出向き、直接市民に対して分別の徹底を呼びかける。

② 集合住宅への排出指導

集合住宅の管理者や家主への巡回の要請など、管理者責任について指導していく。

(3) 資源ごみの分別の徹底

市では、平成12年10月から15種類の分別、7区分の収集により、ごみの資源化を推進してきた。

しかし、排出されるごみの中の大きな割合を占めている、プラスチック製品を埋め立て処分しており、貴重な資源を失っていることから、徹底したプラスチックごみの資源化が必要となった。

このような状況を踏まえ、平成19年4月から分別の種類に「硬質プラスチック」と「金属」を加え、15種類を17種類に見直し、埋立てごみの削減と資源化を推進するとした。

なお、この分別の見直しの趣旨は、次のとおりである。

① 軟質プラスチック製品及び電磁的記録媒体の資源化の推進

ビニール袋や浮き輪などの軟質プラスチック製品及びビデオテープやCDの本体などの電磁的記録媒体については、「燃やせるごみ」として収集し、西多摩衛生組合で焼却（サーマルリサイクル）した後に、焼却灰はエコセメント化によりマテリアルリサイクルしていく。

② 硬質プラスチック製品の分別収集による資源化の推進

ポリバケツやプラスチックコップなどの硬質プラスチック製品は、新たに「硬質プラスチック」として分別収集し、資源化を推進していく。

③ 金属製品の分別収集による資源化の推進

スプーンやスパナなどの金属製品は、新たに「金属」として分別収集し、金属ごみの資源化を推進していく。

④ プラスチックとの複合製品及び小型家電の資源化の推進

現在、「燃やせないごみ」として排出されているものの中から、硬質プラスチックと金属製品を分別することにより、燃やせないごみとして排出されるものが、ガラス類、陶磁器類、プラスチックとの複合製品及び小型家電となった。

そこで、燃やせないごみの中から手選別により小型家電類を抜き取り、リサイクル業者に有価物として引渡すとともに、プラスチックとの複合製品についても、できるかぎり分解してマテリアルリサイクルし、残渣はサーマルリサイクルすることにより、不燃物の埋立量を削減していく。

⑤ 分別の種類と区分

分 別 種 類		リサイクル区分	収 集 区 分	
1	新聞・折込チラシ	マテリアルリサイクル	1	資源A (週1回収集) (無料)
2	雑紙（ざつがみ）			
3	雑誌（ざっし）			
4	ダンボール			
5	古着・古繊維	リユースまたは マテリアルリサイクル		
6	空き缶	マテリアルリサイクル	2	資源B (週1回収集) (無料)
7	空きびん			
8	容器包装プラスチック			
9	硬質プラスチック		3	硬質プラスチック (月2回収集) (無料)
10	金属		4	金属 (月1回収集) (無料)

1 1	ペットボトル	マテリアルリサイクル	5	拠点回収 (随時排出) (無料)
			6	ペットボトル (月 2 回収集) (無料)
			5	拠点回収 (随時排出) (無料)
1 2	白色トレイ	サーマルリサイクル (焼却灰はマテリアルリサイクル)	7	燃やせるごみ (週 2 回収集) (有料)
1 3	紙パック			
1 4	燃やせるごみ			
1 5	燃やせないごみ	マテリアルリサイクル 〔一部は、サーマルリサイクル、リユース〕	8	燃やせないごみ (月 1 回収集) (有料)
1 6	有害ごみ	マテリアルリサイクル	9	有害ごみ (月 1 回収集) (無料)
1 7	粗大ごみ	マテリアルリサイクル またはリユース (一部はサーマルリサイクル)	1 0	粗大ごみ (随時排出) (有料)

(4) ごみ処理経費及びごみの減量・ごみの分別の P R

ごみ処理経費及びごみの減量、ごみの分別については、市民に対する P R が必要であることから、市民への周知徹底を図る。

① 「広報はむら」等の活用

「広報はむら」でのコーナー化、「市の掲示版」や「回覧版」の活用、「まちづくり出前講座」や「資源リサイクルマニュアル」「資源収集カレンダー」「分別徹底チラシ」を全戸配布し、市民への周知を強化し、ごみの減量、再生品利用の促進等について、継続的な啓発活動を実施していく。

② 廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の活用及び町内会・自治会への協力依頼

廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の活用を図るとともに、町内会・自治会に対して協力を依頼し、地域における市民相互による広報活動を展開する。

③ フォーラムなどの開催

市民のごみに対する取り組みの紹介や、実践の知恵や情報の交換が行える場として、フォーラムなどの開催を検討する。

(5) ごみ減量のための体制づくり

① 市民・事業者・行政の役割分担の明確化

市民・事業者及び行政の 3 者が共通の認識を持って、それぞれの役割に主体的に取り組むために、役割分担を明確化するとともに、相互に連携してい

くための検討委員会を設置し、3Rの推進につなげる。

② 事業所への指導及び情報交換

市では、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任を義務付けるとともに、減量及び再利用計画について、毎年計画書の提出を求めている。

また、立入検査指導及び情報交換を行う。

(6) 拠点回収の充実

拠点回収については、拡大生産者責任履行の観点から、平成3年12月から「紙パック」を平成14年10月から「ペットボトル」「白色トレイ」を実施している。

さらに、「ペットボトル」については、高齢者や体の不自由な方々は、市内に設置されている拠点回収ボックスまで持ち込まなければならないため、回収率の向上を目的とし、平成18年度から戸別収集との併用を始めた。

しかし、拠点回収ボックスの数が減少していることから、市としては、拡大生産者責任を求めることを目的として、事業者自らが店頭回収ボックスを設置するように要請する。

(7) 資源回収事業実施団体の拡大

町内会・自治会、各種団体が行っている資源回収は、地域のコミュニティの醸成を図るとともに、ごみ分別やリサイクルの実践に寄与している。

令和3年度においては、45団体（25町内会・自治会、その他20団体）が登録されており、その回収量は、市全体の資源化量の約14%を占めており、ごみの総資源化率を引き上げるための重要な役割を担っている。

また、集団回収は、行政が分別排出をお願いするのとは異なり、市民同士が分別を呼びかけるため、分別に対する意識の高揚に大きな効果があることから、今後も町内会・自治会及び各種団体に対して、積極的に呼びかけを行い、実施団体の拡大に努めるとともに、助成制度を継続していく。

(8) 中間処理施設の整備

資源化される容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、缶等の資源ごみの今後の見込量は羽村市の人口が減少しているが横ばいの排出量を見込んでいる。これら进行处理するリサイクルセンターの施設・設備は、重要な役割を担っていることから、この施設・設備を適正に維持管理するため、施設・設備の長期的な改修計画を具体的に立案し、計画的な整備を図っていく必要がある。